

さがみはら

地域福祉ネットワーク

～地域で活動するみなさまへ～

～さがみはら地域福祉ネットワークとは～

相模原市内の社会福祉施設、企業等が地域に貢献できる内容を登録し、地域住民が登録された情報を活用することで、地域福祉の活動を推進する仕組みです。



平成29年 2月発行

相模原市

目 次

1	はじめに	2
(1)	さがみはら地域福祉ネットワークとは	2
(2)	登録の要件	3
(3)	利用できる貢献メニュー	3
2	貢献メニュー利用の流れ	7
3	さがみはら地域福祉ネットワークの利用に関するQ & A	8

資料

さがみはら地域福祉ネットワーク事業実施要綱

1 はじめに

(1) さがみはら地域福祉ネットワークとは…

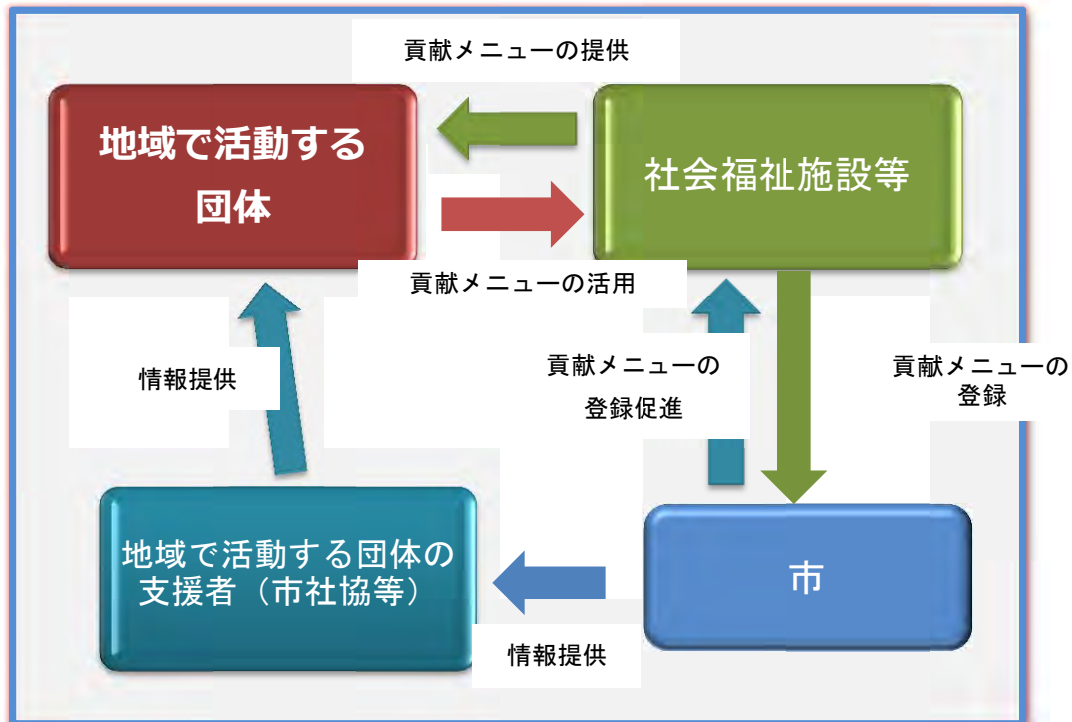
相模原市には、地域福祉の推進のために、地域で活躍している団体が数多くありますが、活動する場の確保や活動をサポートしてくれる人材の確保・育成に苦慮している状況です。

一方、地域には高齢者、障害者、子どもの支援に携わる社会福祉施設等や企業、店舗等があり、既に様々な地域貢献に取り組まれています。その取り組みをまとめた資料はなく、地域に広く周知されていない状況です。

市では、地域みなさんに、地域に点在している社会福祉法人や福祉施設、企業などが有する様々な資源を御紹介し、活用することができる仕組みを整えて、地域での支え合いの関係づくりを促進してまいります。

この仕組みの名称を「さがみはら地域福祉ネットワーク」と言います。

◆さがみはら地域福祉ネットワークのイメージ



地域で活動する団体：社会福祉施設等が提供する貢献メニューを活用します。

社会福祉施設等：貢献メニューを登録し、希望する地域団体に提供します。

市：貢献メニューの登録促進、登録された貢献メニューの集約を行います。

地域で活動する団体：貢献メニューの情報を地域で活動する団体に提供します。

団体の支援者

(2) 登録の要件

さがみはら地域福祉ネットワークに登録いただくことができるのは、相模原市内にある社会福祉施設、企業、店舗等です。

さがみはら地域福祉ネットワークに登録いただくためには、以下の項目にいずれも当てはまらない必要があります。

- 法令、条例、規則等の規定に違反するもの
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- 政治活動及び宗教活動に係るもの
- 青少年の健全育成に反するもの
- 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- その他、本事業登録者として適当でないと市長が認めるもの

(3) 利用できる貢献メニュー

以下の8種類のメニューが登録されていますので、活動に合わせてメニューをお選びください。

- (1) 地域住民の相談の受け止め
- (2) 地域住民の交流の場の提供
- (3) 就労訓練の機会の提供
- (4) 地域で活動する団体が実施する福祉活動への参加
- (5) 地域で活動する団体の運営等への参画
- (6) 高齢者、障害のある方、乳幼児のいる方が利用しやすいサービスの提供
- (7) 災害に対する支援
- (8) その他、本事業の目的に反しない範囲において、提供できる取組

貢献メニューの内容と具体例

1. 地域住民の相談の受け止め

地域住民からの相談の受け止め、必要なサービスを提供する機関や支援先へのつなぎ、地域での見守り活動などをお求めの場合は、こちらの貢献メニューからお選びください。

(貢献メニューの具体例)

- ◆地域住民の相談の受け止め、関係機関へのつなぎ
- ◆小中学校の登下校の見守りの実施
- ◆営業活動中の地域の見守りの実施

2. 地域住民の交流の場の提供

地域住民の交流の場として建物内の一室や駐車場等を貸し出しなど、地域にお住まいの方の交流の場をお求めの場合は、こちらの貢献メニューからお選びください。

(貢献メニューの具体例)

- ◆利用していない部屋の貸し出し
- ◆駐車場の開放
- ◆施設内掲示板の提供
- ◆庭園の開放

3. 就労訓練の機会の提供

本格的な就労の前に、日常生活の自立や社会参加のために働く機会をお求めの場合は、こちらの貢献メニューからお選びください。

(貢献メニューの具体例)

- ◆学生の就労体験の場の提供
- ◆農業体験

4. 地域で活動する団体が実施する福祉活動への参加

地域団体が活動する際の人手不足解消や、会議での議論に応じて必要な知識を有する専門の職員の派遣をお求めの場合は、こちらの貢献メニューからお選びください。

(貢献メニューの具体例)

- ◆地域で行われるイベントへの参加・支援
- ◆地域清掃活動への参加・支援
- ◆認知症養成サポーター講座の開催
- ◆地域の福祉人材育成にかかる講座の開催

5. 地域で活動する団体の運営等への参画

地域で活動する団体の運営に、効率性、専門性を有する社会福祉施設、企業等の職員の参画をお求めの場合は、こちらの貢献メニューからお選びください。

(貢献メニューの具体例)

- ◆地域のお祭りやイベントの運営への参画
- ◆地区社会福祉協議会への参画、運営支援

6. 高齢者、障害のある方、乳幼児のいる方が利用しやすいサービスの提供

高齢者、障害のある方、乳幼児のいる方が利用しやすいサービスの提供について情報を得たい場合は、こちらの貢献メニューからお選びください。

(貢献メニューの具体例)

- ◆いきいきサロンへの送迎バスの運行
- ◆点字パンフレットの配置
- ◆授乳室の設置

7. 災害に対する支援

災害に関する平常時の取組についての支援を必要とする場合は、こちらの貢献メニューからお選びください。

(貢献メニューの具体例)

- ◆防災訓練の実施
- ◆除雪ボランティアの実施
- ◆災害時の備品貸出

8. その他、本事業の目的の反しない範囲において、提供できる取組

1から7までの貢献メニューに該当しない場合でも、本事業の目的に反しないものであれば、貢献メニューとして登録することができます。

(貢献メニューの事例)

- ◆熱中症対策講座の開催
- ◆自転車のメンテナンス講座の開催
- ◆学校に通えない子どもへの学習機会の提供
- ◆ホームページを活用した地域で行うイベントの宣伝



2 貢献メニュー利用の流れ

1. 活動において

※コミュニティソーシャルワーカーは相談内容を基に、貢献メニューの提供が見込める社会福祉施設、企業などの地域資源を訪問し、貢献メニューの開拓を行います。



2. 地域で活動する団体の支援者（市社協等）から、貢献メニューに関する情報提供を受けた後、活動に利用できそうな貢献メニューを選んでください。



3. 選んだ貢献メニューの提供先に連絡して、具体的な日程、利用人数、内容の確認など、利用のための調整を進めてください。



貢献メニューの利用

3 さがみはら地域福祉ネットワークの利用に関するQ & A

Q1

登録された貢献メニューを利用する場合に、利用料は発生する
のか？

A1

登録された貢献メニューを利用する場合には、利用料はかかり
ません。詳細は、貢献メニューを提供する団体等に確認してく
ださい。

Q2

自分たちが活動する地区とは異なる地区で実施されている貢
献メニューは利用できないのか。

A2

地区ごとに利用制限を設けているものではございませんの
で、登録されている貢献メニューをご利用いただけます。

Q3

貢献メニューの利用に当たり、申請書の提出は必要か。

A3

申請書の提出は必要ありません。貢献メニューの利用を希望さ
れる場合は、登録事業者にお問い合わせいただくか、地域福祉
課に相談してください。



メモ

さがみはら地域福祉ネットワーク～地域で活動するみなさまへ～

作成：相模原市健康福祉局福祉部地域福祉課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電 話 042-769-9222 (直通)

F A X 042-759-4395

E-mail chiikifukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp